

令和6年度スモール・ビジネス支援事業補助金募集要項に係るQ&A

【Q&A】補助対象者について

Q1：年齢の制限はありますか？

A1：年齢による応募の制限はありません。

Q2：個人事業主が補助対象期間中に法人となる場合（法人成り）は、対象になりますか？

A2：令和6年4月1日の6か月前の日（令和5年10月1日）以降に個人事業主として開業した方であれば対象となります。

Q3：法人も申請できますか？

A3：令和6年4月1日の6か月前の日（令和5年10月1日）以降に法人設立をされている場合であれば、法人の代表者が申請できます。

Q4：一度廃業した者が、新たに個人開業又は会社を設立する場合は対象となりますか？

A4：対象となります。

Q5：令和6年4月1日の6か月前の日（令和5年10月1日）より前に創業した中小企業者が、新たに個人開業又は別会社を設立する場合は対象となりますか？

A5：対象となりません。

Q6：令和6年4月1日の6か月前の日（令和5年10月1日）より前に創業した中小企業者が、新たに別の事業を始める場合は対象となりますか？

A6：対象となりません。

Q7：A社の代表者や社員がその籍を置いたまま新しくB社を起業する場合は対象となりますか？

A7：対象となりません。起業時に、A社を退職する場合は対象となります。

【Q&A】補助対象者（第二創業）について

Q1：ここで言う事業承継とは何を指しますか？

A1：会社であれば、先代経営者が後継者に代表者権を承継することです。個人事業主であれば、先代経営者が廃業の手続きを行い、後継者が開業の手続きを行うことです。何らかの経営資源を承継し、それを活かした事業展開が必要になります。

Q2：会社の場合の第二創業について、先代の経営者は役員を退任しなくてはならないのですか？

A2：退任する必要はありません。

Q3：第二創業で、承継する後継者が2人いて、その2人が共同代表者となることは可能ですか？

A3：承継する後継者の人数は限定しません。共同代表者も認めます。

Q4：先代経営者が既存事業で融資を受けていますが、今回新たに申請する事業で外部資金の調達は必要ですか？

A4：必要です。

Q5：第二創業について、応募者が誰になりますか？

A5：これから事業承継する場合は、後継者となる予定の者となり、既に事業承継している場合は、後継者となります。

【Q&A】補助対象事業について

Q1：外部資金を調達する銀行等に制限はありますか？

A1：この補助金という銀行等とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。

Q2：外部資金に、あわら市中小企業振興資金（開業資金）の利用は可能ですか？

A2：可能です。利子補給制度も併せてご利用いただけます。

Q3：第二創業の場合、業態転換や新事業・新分野に進出するものとありますが、既存の事業は行っても良いのでしょうか？

A3：既存の事業は行っても差し支えありません。

Q4：フランチャイズ契約若しくはチェーンストアまたはこれらに類する契約に基づく事業は対象となりますか。

A4：対象となりません。

Q5：他の同種の補助金と併用できない場合とは？

A5：この補助金で実施する同一事業で、他の補助・助成制度を活用することはできません。ただし、同一の事業内容であっても、補助対象期間が重ならない部分については、他の補助金を利用して併用には該当しません。

Q6：個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか？

A6：対象となります。